

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 に基づく管理・運営に関わる者の責任と権限の公表について

釧路公立大学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）第1節 機関内の責任体系の明確化」に基づき運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体系について、以下のとおり公表します。

1 最高管理責任者

職 名 理事長

責任と権限 釧路公立大学全体を統括し、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負います。また、統括管理責任者が責任を持って競争的研究費等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮します。

2 統括管理責任者

職 名 学長

責任と権限 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

3 コンプライアンス推進責任者

職 名 学部長

責任と権限 統括責任者の指示の下、競争的研究費等の運営及び管理について、部局等の実質的な責任と権限を持ちます。